

三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」
教育大綱 ・ こどもの権利
プロジェクトチーム

提言書



令和5年11月

I はじめに

本町では、現在、令和6(2024)年度から始まる第6次総合計画を策定中であり、住民のウェルビーイング向上を図ることをまちづくりの指針として計画の策定を行っています。こどものウェルビーイングを高めることは、町全体のウェルビーイングの向上につながると考え、平成28(2016)年度に策定した「三芳町教育振興基本計画」が令和5(2023)年度で最終年度を向かえることから、三芳町総合計画の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための「教育大綱」の策定について政策研究所にて意見聴取を行いました。また、令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」の施行と今後策定される「こども大綱」に併せて、こどものウェルビーイング向上を図るため「こどもの権利」について研究を行い、検討してきた結果をここに提言書としてまとめました。

II 国の動向

国は、新たな第4期教育振興基本計画を令和5(2023)年6月に閣議決定しました。第4期教育振興基本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間における日本の教育政策の基本的な方向性を示す計画です。この計画のコンセプトは、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」です。このために、5つの基本方針と16の教育政策の目標を設定しています。

また、令和5(2023)年4月1日に「こども家庭庁」が発足し、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することが期待されています。

そして、同日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進するための包括的な基本法で、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

このこども基本法に基づき策定されるこども施策を総合的に推進するための基本的な方針となるこども大綱が令和5(2023)年度中に策定される予定です。こども大綱に基づいて、国や地方公共団体、事業主、国民などが連携して、こども施策を推進することで、こどもたちの幸せな未来を実現できると期待されています。

Ⅲ プロジェクトチーム活動報告

1 実施概要

実施日	検討内容
第1回 令和5年8月29日(火)	①教育大綱・こどもの権利について ②意見聴取方法(内容)について
第2回 令和5年10月4日(水)	①事例紹介 ②教育大綱(案)について
第3回 令和5年11月13日(月)	①教育大綱・こどもの権利プロジェクトチームの提言書(案)について

2 教育大綱に関する意見のまとめ

プロジェクトメンバー	プロジェクトアドバイザー 2名 市民研究員 7人・庁内研究員 13人(うち客員研究員2名)
◎第1回 意見(まとめ)	
<ul style="list-style-type: none">もう一度やり直すことができるというようなメッセージは今の子どもたちには結構重要なのかと思う。こどもの権利と合わせて実施するのであれば、国の教育大綱はもちろんあるがこどもの権利ということについて触れてもいいのかと思う。教育の中でこどもの権利が守られたり実現されたりすることは、何よりも大事なことである。教育大綱とこどもの権利の2本を同時にやることは両輪だと思う。教育大綱と条例宣言の二つの両輪を考えたときに、子どもたちが自らの幸せを追求することができる人材育成を目指してもらいたい。自分たちの条例なり宣言があり、子どもたちが自らそうした権利を行使していく力を育てていくのが教育大綱で示せたらいいのでは。三芳町の歴史も含め教養の面を充実させ、しっかりと幸せを感じる価値観を持っていくことが重要である。権利を行使するためのスキルを身に着けることが重要で、教育の現場でしっかりと教える必要がある。自分はこうしたいと言って、実現していけるような力を教育現場でもしっかりと身につけられるような要素を入れていくことを権利条例と同時進行で行うほうが良い。総合的な学習等を使い各学校で教育課程で取り扱っているが探究まで行かず、ただの調べ学習になっていることもある。PBL¹で探究学習の仕組みをしっかりと学校にも浸透させて、意味のある総合的な学習の時間を推進したい。“地域丸ごと教育”のような形で学校を中心にみんなでしっかりとやっていくといった方向性があると思う。	

¹ PBL(問題解決型学習) = 自ら問題を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育法

- ・ 地域教育というものがあり、学校側に門戸を開放してもらい外に出してもらおうといった方法もある。地域と一緒に連携すると学びの場はたくさんある。そこを先生方と一緒に作れると面白い。
- ・ 学校が一番安心して暮らせる場所であり、我々が保障していくということもアピールできればと考えている。
- ・ アンケートについては、不登校のこどもなど学校に出られない子にも聞いてもらいたい。そうしたこどもが学校にどんなものを求めているのか考えるヒントになったら良い。
- ・ 学校教育が中心になりがちだが、社会教育という面で公民館と学社連携で何か一緒にやれることがあったらいいと思う。
- ・ 三芳町はこれだけ行政と学校、教育委員会と学校が近いのもっと声を吸い上げていけば三芳教育のウェルビーイングに繋がると思う。

◎第2回 意見(まとめ)

●サブタイトルの「夢」およびその趣旨文について

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大によって「成長の機会が失われ」とあるが、全く失われているわけではない。前回会議の中で夢も描けない子がいるという話が出ていたと思う。夢を持っている子はそれをサポートしますよってという条件づけのようになっており、夢を描けない子にとってはハードルが高いと思う。
- ・ 自分の体験の中でかつてのフィリピンやバングラデシュ、アフリカにボランティアに行ったときに、貧困や病気にかかっている中、こども達が夢を持って目を輝かせてきた姿が非常に印象に残っている。夢を持って生きることが、どんな困難があっても乗り越えていける。その過程で自己実現できると思う。夢を探し求めることが、私の人生観の中で非常に大事だとこども達に教えてもらった。自分が挫折をし、どう生きていくかわからない中で、こども達が将来の夢を持ち懸命に生きてる姿に感銘を受けた。自分の人生の柱になっている。夢は人を高めていくし、自己実現に向けてくれる。
- ・ 「夢」というキャッチコピーに対する本当の想いが伝わるような経験談を前面に出す方が、伝わるのではないかな。
- ・ こども向けに作成するものは、こどもの心に届くように、「みんなへ」ではなく、「あなたへ」としたほうが良いと思う。また、具体的な事例が出ているとわかりやすいのでは。

●基本理念・基本方針・デザイン等について

- ・ 学校給食については、「学びを支える環境づくり」へ移動
- ・ 特別支援教育や不登校対策といった言葉は、「一人ひとりの状況にあわせた教育支援」などの文言に変更
- ・ こども用には、イラストよりも写真の方がイメージが浮かびやすい
- ・ 他者への思いやりも大事だが、その前に自分を大切にすることが大事なので表現変更。
- ・ 図書館活動の具体的なイメージがわく表現に変更
- ・ 地域への愛着を育むような内容を盛り込む方がよい

3 教育大綱(案)について

(1)策定の趣旨

平成 26(2014)年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」(第1条の3第1項)とされました。

平成 28(2016)年度に策定した「三芳町教育振興基本計画」が令和 5 年(2023)度で最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果と課題、国や県の教育基本計画、社会情勢の変化を踏まえて、今後一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として、新たな教育等の振興に関する基本理念、基本方針を示した「三芳町教育大綱」(以下、「本大綱」とする)を策定するものです。

(2)策定の方針

本大綱は、三芳町の最上位計画である「三芳町総合計画」の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するためのものです。

策定にあたっては、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌しつつ、住民のウェルビーイング向上のため、「学校教育」「教育支援」「生涯学習」「教育基盤」の視点を踏まえ、町の教育に対する想いを入れて策定します。また、意見聴取の場として、みよし machiJAM での町長と児童・生徒との懇談や、三芳町政策研究所にて子どもを養育する者とその他の関係者、識見を有する者との意見交換の場を設け、さらに児童・生徒向けアンケート・保護者向けアンケート・教職員向けアンケートを実施し、その中で出された意見も取り入れて、本大綱を策定しています。

(3)対象とする期間

本大綱が対象とする期間は、令和 6(2024)年度から令和 9(2027)年度までの 4 年間とします。

(4)大綱の位置づけ

本大綱を実現するために、具体的な施策については、町の最上位計画である三芳町総合計画の教育に関する施策を受けて、毎年設定する重点項目にて推進していきます。

(5) 大綱の基本理念

誰もが幸せに生きる 夢の実現に向けて

誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出し、より良い未来を築くため、夢の実現に向けて学び続ける人材を育成します。また、町への愛着形成を図り、三芳町らしい教育で住民のウェルビーイングの向上を図ります。

(6) 大綱の基本方針

本大綱の基本理念を実現するための基本方針は、次の4つです。

①未来を切り拓く力の育成

変化の激しい予測困難な社会を生きるために、主体的に学び続ける力・豊かな人間性・健やかな体をバランスよく育むとともに、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて一人一人の多様な才能や能力を生かす教育を推進し、主体的に社会の形成に参加する人材を育成します。

②すべての子どもに学びの保障

子どもが抱える課題の解決に向けて子ども一人一人に向き合い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、すべての子どもの可能性を引き出すような、多様な状況に応じた学びを進めます。また、次世代を見据えた教育政策を推進します。

③地域まるごと学びの創出


子どもから高齢者まで一人一人が自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通じて学習ができる環境づくりを進めます。また、生涯学習活動を通じて地域への愛着を育み、家庭や地域で共に学び支え合う社会の実現に向けた取組を推進します。

④学びを支える環境づくり

こどもたちが快適で安全に活動できる教育環境を整え、ICTを活用し、楽しみながら積極的かつ深く学ぶ教育機会を整備します。また、こどもたちに寄り添った教育を推進するため、教職員の資質能力の向上や働き方改革を推進します。

※配布用イメージ(概要版)

三芳町教育大綱策定にあたって



「君の夢は何？」

二度とない人生。その人生をどのように自分らしく、幸せに生きることができのでしょうか。

世界を見渡してみると、今なお戦争や貧困や病気等で、幼くして命を落とす多くの子どもたちがいます。彼らは、どのような気持ちで毎日を生きているのでしょうか。

今から30年ほど前、発展途上にあるアフリカやアジアの子どもたちへの支援活動を行いました。エイズが蔓延するスラムで生きる子どもたち、「スモーキーマウンテン」(絶えず発火して煙の絶えない「ミミの山」)でゴミを捨てて生活している少女、火山噴火によって被災した少数民族の少年、孤児院の子どもたち……。彼らは、生と死の狭間にあり、貧困の中にあっても未来を見つめ、その瞳は眩しく輝いていました。

「Anó ang pangarap mo?」(君の夢は何?) [タガログ語]

「看護師になってお母さんを助けてあげたい」

「パイロットになりたい」

少年少女は、目を輝かせて答えてくれました。

夢は、未来への人生の道しるべであり、生きる希望であり、生きる意味であり、人生を幸せにする原動力です。当時、人生の意思に迷い苦しんでいた私に、子どもたちの夢を語る眩く輝く瞳が、生きる勇気と希望を与えてくれました。

誰しもが、夢に向かって生きることができ、誰一人取り残されない教育を目指してまいります。

令和6年4月 三芳町長 林 伊佐雄

三芳町教育大綱 (概要版)

夢

期間：令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

三 芳 町

基本理念

誰もが幸せに生きる 夢の実現に向けて

誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出し、より良い未来を築くため、夢の実現に向けて学び続ける人材を育成します。また、町への愛着形成を図り、三芳町らしい教育で住民のウェルビーイングの向上を図ります。

教育大綱の基本理念を実現するための4つの基本方針

① 未来を切り拓く力の育成

変化の激しい予測困難な社会を生きるために、主体的に学び続ける力・豊かな人間性・健やかな体をバランスよく育むとともに、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて一人一人の多様な才能や能力を生かす教育を推進し、主体的に社会の形成に参加する人材を育成します。

- ◇ 自分から進んで学び続ける力
- ◇ グローバル化に対応した学習
- ◇ 誠実で自分を大切にできる心の育成
- ◇ 志を持ち、チャレンジする人材育成
- ◇ すこやかな体づくり

② すべての子どもに学びの保障

子どもが抱える課題の解決に向けて子ども一人一人に向き合い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、すべての子どもの可能性を引き出すような、多様な状況に応じた学びを進めます。また、次世代を見据えた教育政策を推進します。

- ◇ きめ細やかな教育相談活動の充実
- ◇ 特別支援教育の充実
- ◇ 一人一人の状況に合わせた教育支援
- ◇ 次世代を見据えた教育政策の研究
- ◇ 子ども権利を知る機会の創出

③ 地域まるごと学びの創出

子どもから高齢者まで一人一人が自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通じて学習ができる環境づくりを進めます。また、生涯学習活動を通じて地域への愛着を育み、家庭や地域と共に学び支え合う社会の実現に向けた取組を推進します。

- ◇ 生涯にわたる学びと活動の場の充実
- ◇ 家庭・地域・学校の連携
- ◇ 図書館サービスの充実と読書活動の推進
- ◇ 人権教育活動の推進
- ◇ 文化財の保護と郷土学習の推進

④ 学びを支える環境づくり

子どもたちが快適で安全に活動できる教育環境を整え、ICTを活用し、楽しみながら積極的かつ深く学ぶ教育機会を整備します。また、子どもたちに寄り添った教育を推進するため、教職員の資質能力の向上や働き方改革を推進します。

- ◇ 安心して快適な学習環境の整備・充実
- ◇ 教職員の資質能力の向上
- ◇ ICT環境の整備
- ◇ 教職員の働き方改革
- ◇ 学校給食の充実

本大綱では、「子ども」は18歳未満の者を対象とし、「子ども」は子ども・若者を含めた者を対象としています。


三芳町・三芳町教育委員会 令和6(2024)年4月発行

※配布用イメージ(児童生徒向け)

三芳町教育大綱(児童・生徒用) 令和6(2024)年度～令和9(2027)年度版

これからみらいの未来いを生きるあなたへ

だれだれもが幸しあわせに生きる 夢ゆめの実現じつげんに向けて



「君の夢はなに？」

二度とない人生。人生をどのように自分らしく、しあわせに生きることができるのでしょうか。

世界を見わたしてみると、いまなお戦争や貧困や病気などで、おさなくて命をおとす多くの子どもたちがいます。かれらは、どのようなきもちで毎日を生きているのでしょうか。

いまから30年ほど前、発展途上にあるアフリカやアジアの子どもへの支援活動をおこなっていました。現地の子供たちは、貧困の中にあっても未来を見つめ、そのひとみは、まぶしく、かがやいていました。

「Ano ang pangarap mo ?」(「きみの夢はなに？」タガログ語)

「看護師になっておかあさんをたすけてあげたい」

「パイロットになりたい」

少年少女は、自をかかやかせてこたえてくれました。

夢は、未来への人生の道しるべであり、生きる希望であり、生きる意味であり、人生をしあわせにする原動力です。

だれしもが、夢に向かって生きることができる、だれ一人のこされない教育を自ざしてまいります。

三芳町長 森 伊佐雄

①未来を切り拓く力の育成

感染症や環境問題など、世界的な課題が私たちの生活に大きく影響しています。一人一人の才能や能力をのばし、心と体をはぐくみ、世界規模の課題にも対応できるような、「未来を切り拓く力」を育てています。

- 自分からすすんで学びつづける力を育てます。
- グローバル化に対応した学びの機会を提供します。
- 誠実で自分を大切にできる心を育てます。
- 新しいことを生み出す力やチャレンジする力を育みます。

②すべての子どもに学びの保障

子ども一人一人と向き合い、おたがいの違いを認めながら、あなたの可能性が引き出せるような多様な状況に応じた学びをすすめます。

- 一人一人によりそった学びをすすめます。
- きめこまかなサポートを行います。
- さまざまな個性をのちめあつた関係づくりをすすめます。

③地域まるごと学びの創出

自分らしく生きるための学習ができる環境づくりを進めます。また、家庭や地域、学校が連携して学びをええ合い、町のことが好きな人を増やします。

- 地域の入から等んだり、公民館や資料館、図書館など地域の施設と連携した学びをすすめます。
- ともにささえあう地域づくりにつながる学びをすすめます。
- 家庭・地域・学校とともに、いのちの大切さを伝えます。

④学びをええる環境づくり

快適で安全に活動できる学校生活環境を整えます。タブレットや電子黒板などを使って、楽しく学ぶ機会を作ります。

- タブレットや電子黒板をもちいた学習をすすめます。
- 安心でおいしい学校給食を提供します。
- すこしやすしい学校施設を維持していきます。

三芳町・三芳町教育委員会 令和6(2024)年4月発行

4 こどもの権利について

「こどもの権利条約」とは、1989年に国連総会で採択された、世界中のすべての子どもたちが持つべき権利を定めた条約です。この条約には、子どもたちが生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が含まれています。日本は1994年に批准しており、子どもたちが健やかに育つための法的な枠組みを整備しています。



The infographic is enclosed in a decorative border and features three cartoon children: a boy in a green shirt and purple shorts, a girl in a yellow dress, and a boy in a blue shirt and orange pants. The text is organized into four colored boxes with corresponding titles and descriptions.

命を守られ成長できること
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

出典:Unicef『子どもの権利条約カードブック』

5 こどもの権利に関する意見のまとめ

プロジェクトメンバー	プロジェクトアドバイザー 2名 市民研究員 7人・庁内研究員 13人(うち客員研究員2名)
<p>◎第1回 意見(まとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 西東京市でこども条例ができた際、教育委員会の指導主事の方が、条例ができただけではこどもたちには意味がないというお話をされていた。やはり学校現場の中でこどもの権利や条例を扱った方がいいと思う。そこで条例とこどもの権利の話の副読本と教員が使用する指導書を作った。こどもの権利条例と教育がコラボする形で学校現場に入った。 こどもたちが権利についての理解を深める機会が今までなかったということ。権利というところがままたまになるという言い方もあるが、むしろこどもたちはもっと正しく、「自分を抑えず自由に言いたいんだよ」と言わなければいけないほど、こどもたちは自分を抑えてしまう。条例と教育をコラボしながらやるのが良いと思った。 ウェルビーイングを考えると忘れてはいけないのが、逆にあるデプライベーション(剥奪)、何が足りないかをしっかり聞く必要がある。いいことを掲げる前に困ってる人たちの視点が必要である。こども基本法の11条にこどもの意見の反映というのが掲げられているが、machiJAMに²出てくる子は意見がしっかり言えて優秀な子たちだったりする。自分の思いを言語化できないような子たちの声を聞くのも必要。ただ聞くだけでなく受け止める覚悟が大人の方に必要で、聞きっぱなしではなく、その声を生かして三芳の子は何に困っているのかを理解し、あなたたちはこういう権利があるんだよ、こういうふう生きていく場があるんだよと見せられると良い。 東京都ではこどもの基本条例のハンドブックが年齢別に作られている。こども都庁モニターという人がこどもの意見を聞いて作ったハンドブックなので、こどもにとっても受け止めやすい。三芳町はこれだけ行政と学校、教育委員会と学校が近いのでもっと声を吸い上げていけば三芳教育のウェルビーイングに繋がると思う。 (前の意見について)ハンドブック作成については、こどもたちの秘密会議としての別室にて行い秘密会議カメラで見られるようにした。そんなことを繰り返して、幼児向けは親が絵本のように使えるものとして作った。このハンドブックは、ネットでダウンロードができるようだ。 マイノリティのこどもの声はアンケートでは出てこない。そのため、そのアンケートと別にそこに出向きそのこどもたちや乳幼児の保護者、障害者障害児の保護者、外国籍のこどもや一時保護所にいるこどもたちを個別に聞いていかないと把握できない。 川崎の事例では、こども委員がたくさんいたが、彼らが自分たちはこどもの代表ではないと言い、他に多くのこどもたちの声を聞きに行きたいと言って取り組みをしていた。 	

² machiJAM : みよし machiJAM セッションの略。町長と直接まちづくりについて懇談を行う事業

- 条約12条では意見表明権と言われることが多いが、国連のこどもの権利委員会は「意見表明権」とは言わず、「意見を聞かれるこどもの権利」という言い方をしている。聞く大人側の姿勢が重要だと、理解するのが良い。

●条例または宣言、その策定プロセス等について

- 条例は守らなければいけないイメージなので宣言の方が伝わりやすいと思う。
- 条例は自治体を作るルールであり、子どもたちに「ルール」を聞くと禁止のルールを挙げる。ルールの中には、「することができる」ルールもあり、こども権利条例は、「することができる」条例であり、むしろ大人たちが子どもたちに約束をしてる条例である。
- 法に基づいて行うのが自治体行政であり、行政の根拠になるものが必要になってくる。法律では概括的に書いてあるだけなので、むしろ地方自治の力でそれを作っていく必要があり、それを根拠づけるためにも条例は重要な役割を果たす。
- 条例にも理念条例と政策条例がある。大体は理念条例であり少し踏み込みが足りないが、政策条例は細かいところまで考えなければならず大変でその制度設計がすごく難しい。せっかく作るのなら政策条例で仕組みも含めて作った方がいいと思う。
- 総合条例(政策条例)でもいろいろなものを根拠付けていくような、具体的に回していくような条例を作ることが大事。プロセスも大事で、こどもの意見をどう反映させるかというところで、子どもたちと一緒に作っていくこと。何か大人の都合で聞いても喋ってくれなかったり、都合のいい答えしか返ってこなかったりする。子どもたちが日頃、政策課題であるとか日常的なことをいろいろ話していて、その中で醸成してきたものを届けてもらったり、大人の都合ではなく子どもに合わせて仕組みを作っていく必要がある。そのプロセスも作りながら、条例の制定ができる結構いいものになると思う。
- 最初から検討委員会を設置すればよいのではないか。
- 条例に盛り込む内容についても、子どもたちとやり取りをしながら考えることがとても大事。
- 子どもたちが意見を言う、こども参加の仕組みを先行させてやってほしい。委員会の2日前に子どもたちのワークショップを始めて、継続的に並行して進めていく形をとった。大人が考えてることについて、子どもたちに投げキャッチボールをしていくプロセスがとても大事。ある程度この会議で揉んでイメージを作った上で、検討委員会にするか。こどもの意見を参加する仕組みを同時並行で推し進めていく話は、検討委員会ではできない。杉並区では、検討委員会が始まる前から始めるのは審議会の委員として勇み足だったが、この会議で並行的にやるのが決められれば検討委員会と、ワークショップがうまく進んでいけると思う。杉並区では中高生であるが、小学校2年生3年生でもはっきり意見を言ったりする。

●「こども」の対象範囲について

- ・ 町内には高校がない。そのため、小中学生を対象にと考えているが、どうか。
- ・ 高校生を入れ方がいい
- ・ 千葉市で毎月高校生と一緒に政策実現のためのワークショップやっており、やはり条例を作る上で、高校生の意見はとても参考になる。1回限りでなく継続的にやる仕組みを作り、議論を発展させる。検討委員会と政策研究所の関係に関しては整理しないといけないが、ワークショップはこの研究所の流れでできたらと思う。条例の中身がある程度できたときに検討委員会を立ち上げれば、あとは細かいところの議論をすればいい
- ・ 町内に大学はあるが、大学生を対象にすべきか。
- ・ 入れても良いと思う。未成年なのか、大学生まで入れるか、30歳ぐらいまで入れるか、こどもの年齢対象はいろいろ考え方があり、できれば大学生まで入れていただきたい。小中高大学生の世代でそれぞれ分けるのか、一緒にやっても面白い。お互いに助け合ったり、大学生が小学生のサポートをしてくれる。ごちゃ混ぜでいろいろな意見が出た方が面白いかと思う。
- ・ 市町村は義務教育のこどもはきちんと押さえられてるが、その先が把握できていない。ワークポイントであると同時にそこに広げていくことの重要性は結構ある。

●推進体制やこどもに対する意見聴取方法について

- ・ 総合条例で重点施策を決めて計画を検証していくことについて、将来にわたってとても大事であるという見定めが必要。虐待やいじめや貧困はこの先もずっと重要なテーマになっていくと同時にこどもの居場所作りはこの自治体も重要なものと考えている。
- ・ 町長部局と教育委員会は、自治体の執行機関としても分かれているので、学校行政や学校の問題については教育委員会の分野でやっていく必要がある。人権の問題ということになると、学校教育だけでなく全体に関わるのでお互いの連携は必要かと思う。それとは別に、自治体の組織は国の省庁と同じ分け方になっている。国には分かりやすい組織だがこどもにはわかりにくい。自治体の組織は、住民やこどもにわかりやすい組織であれば国に分かりにくくても良いと思う。例えばこども未来課といったものがある。国の省庁と同じ組織というのは法律の縦割りになっている組織。そうすると法律の論理でしか、その自治体の組織は動かないことになってしまう。
- ・ 今こどもに関係する事業を各課で分散しているので、こういう条例を作ったときにどこが推進していくか。その体制が我々のためだけでなく住民の方にとってわかりやすい体制をつくり、町が進める施策を住民と一体になってやっていかなければならないと思う。
- ・ 行政の縦割りについて、妊娠期から小学校卒業まで切れ目なく同じ窓口があると利用者としてはすごく使いやすいと思う。子育てはこどもが育ったら終わりではなく、孫育てやこどもの就労、結婚、妊娠のことなどが地域で共有できると良いと思う。

- 「こども参加」は文化だと思う。文化は長くやらないとできないし、2・3年空くと文化はもろく崩れていき誰も知らないという話になってしまう。
- 条例を作る際も「こども参加」が必要なことは間違いないが、それとは別に「こども参加」の文化を作っていくことが必要である。
- こどもから意見を聞くときに多くは大人の都合で聞くことが多く、こどもは大人がいいようにしか喋ってくれなかったり何も喋ってくれなかったりするるので、むしろこども達が主体的に自主的に参加していくものを、条例作りとリンクさせていくというやり方をすることが重要。
- 身近で楽しそうなきっかけを入口にして、いろいろ積み重ねていると意見を言えたりするようになる。
- PTAやこども会やジュニアボランティアリーダーを徐々に主体的な取組とし、そこを入口としてこどもの意見を聞いたり一緒に考えていきたいと思っている。

6 こどもの権利に対する提言

【提言1】こどもに対して大人たちの「約束」となる「条例」の策定

- こどもが主体の条例策定
- こどもの意見が実現される仕組みづくり
- こどもと丁寧なやりとりを行いながら、意見交換をして創り上げる体制づくり

【提言2】こどもに関する組織は、住民やこどもにわかりやすい組織体制

- 縦割りにならず、切れ目なく対応できる体制づくり
- 妊娠期・乳幼児期・学童時期など段階に応じたわかりやすい体制

【提言3】形だけにならない視点で策定

- 将来にわたって重要なことを見定める俯瞰的な視点
- 地域・学校・町の役割を定め、保障していくことの視点
- こどもの居場所づくりと地域で多世代交流の重要性を絡めた視点

7. 今後の方向

政策研究所において、こどもの権利の確保を行うために「条例」「大綱」「宣言」等の制定について協議をした際に、国では「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が発足した話がありました。

また、「こどもの権利」の保障を明記した「こども基本法」が新しく施行され、こども政策推進の根幹となる考え方や姿勢が示されました。そのこども基本法に基づく「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化し、かつ必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を推進するものです。

このような状況の中、「大綱」や「宣言」ではなく、「条例」の制定が望ましいと考えます。

現在、三芳町では誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けた様々な取り組みを進めています。

町では、これまでもこどもの健やかな成長を支えるための施策を推進してきましたが、全てのこどもが安全に安心して暮らすまちを実現するためには、こども自身がこどもは生まれたときから権利の主体としてその権利が守られることを理解し、そのことを地域の共通理解とすることが大切です。また、町の行政機関だけでなく、家庭や学校をはじめとした地域社会全体でこどもの育ちを支えていくことが重要です。このような考えや取り組みを推進し、こどもの権利擁護に対する気運をさらに高め、こどもの最善の利益が図られるまちを目指して、条例の制定を目指します。

条例の制定に関しては、権利の主体であるこども自身に条例に関わってもらうために、ヒアリング、ワークショップ、アンケートなど開催し、(仮)こどもの権利条例策定審議会を設け条例を制定していくことが必要となります。

「こども」は幅広い年齢(主に18歳まで)に渡り、「権利」にまつわる課題は多岐にわたるため、こども達の権利に関する条例を検討し推進するためには、政策形成、推進機能と共に「こども家庭庁」のように各部署を横断的に調整する機能をもたせた新たな組織体制を検討当初より構築することが重要になります。そのため、主なる担当を「こども支援課」に置くが、教育委員会をはじめとする庁内関係課と制定を進めることが必要です。

また、来年3月には、こどもの計画のガイドラインが示される予定ですので、それに沿った形で、こどもの権利の理念、普及啓発などの施策、相談・救済制度、施策検証制度など、こどもの権利保障やこども施策を総合的に定めた「総合条例」である必要があると考えます。

このようなことを踏まえて、こどもの意見聴取をしっかりと、「こども参加」の文化を構築するために、町にあった実効性のある「(仮)三芳町こどもの権利条例」を制定することを期待します。

8 こどもの権利に対する研究員が期待すること

- 三芳町の子どもたちが夢や希望を持ち、生涯に渡って幸福な人生を送ってほしいです。
- まずは子どもたちに、自分を守ってくれる、自分を応援してくれている大人がいることを知ってもらいたいです。
- こどものいる家庭には、こどもを家庭の中心に置いて生活することを改めて意識してもらえたらと思います。
- こどもが安全に安心して暮らせることで自然に地元愛が育つと思います。今後の具体的な施策に期待したいです。
- 今まで行ってきた、こどもに対してのイベントや意見を聞く機会を大切にしつつも、これを機に今まで町として色々な意見を聞く機会の少なかった高校生や大学生の意見を取り入れる機会を作っていき、そこで出た意見を反映させるようになっていければ良いと思いました。
- こどもからの意見を聞く際に、積極的に意見を出してくれる子の意見ばかり拾い上げてしまいがちですか、恥ずかしがり屋な子・人前で話す事が苦手な子・不登校の子達などからも上手く意見を聞き出せるような仕組みがあると良いかと思います。
- 形ばかりの「条例」策定にならぬようこどもの権利そのものを、大人もこどもも理解を深める啓蒙・啓発も必要と思います。
- こどもの権利の保障にむけて、意義あるこども参加の仕組みを作って頂きたいです。聞く側の大人のスキル、こどもの意見表明のしやすい場づくり、参加の制度構築に期待します。
- 「こどもの意見表明」が当たり前の社会(こども参加の文化)に向かってほしいです。政策に対してだけではなく、学校や家庭、地域などあらゆる場で子どもの意見に耳を傾け、その意見を尊重し、こども自ら「権利の主体」として認識してもらえるようこどもの権利教育を、推進できるよう努めてほしいです。
- 三芳の子ども達のための十分な予算を確保して頂きたいです。予算の面は厳しいこともあるとは思いますが、条例の施行のため、プロジェクトチームや関係部署に、専門家なども含め、研修を行う必要もあると思います。また、イベント的な単発的なことではなく、未来に継続していけるようなこどもの意見を反映できる機会づくりにも取り組んで頂きたいです。
- 大人だけではなく、こども参加が重要だと思います。誰にでも分かりやすい条例になるよう期待しています。

9 資料

(1)プロジェクトメンバー

(敬称略)

	所 属・職 名	名 前
客員研究員	三芳町長	林 伊佐雄
客員研究員	三芳町教育長	古川 慶子
プロジェクト アドバイザー	淑徳大学 地域創生学部 学部長	矢尾板 俊平
プロジェクト アドバイザー	東京経済大学 現代法学部 教授	野村 武司
市民研究員	藤久保小学校長	宇佐見 宏一
市民研究員	三芳中学校長	渋谷 勝
市民研究員	人権擁護委員	仲野 忠男
市民研究員	主任児童委員	八木澤 静子
市民研究員	青少年相談員	渡辺 秀行
市民研究員	特定非営利活動法人れでいばーど	飯塚 結花
市民研究員	公募	鴛淵 有希子
研究員	教育総務課 主幹	石坂 和希子
研究員	学校教育課 課長	渡邊 重樹
研究員	教育センター課長	加藤 哲郎
研究員	社会教育課 課長	小平 幸治
研究員	こども支援課 課長	三室 茂浩
研究員	健康増進課 課長	池田 康幸
研究員	福祉課 課長	西山 大介
研究員(庶務)	政策推進室 室長	島田 高志
研究員(庶務)	政策推進室 副室長	南雲 玲
研究員(庶務)	政策推進室 主幹	中村 愛
研究員(庶務)	政策推進室 主任	萩原 春香

(2)意見聴取報告

別紙参照